

2025年1月14日
イオン株式会社

株式会社イオン銀行への業務改善命令に関する役員の処分について

イオン株式会社(以下、イオン)の連結子会社である株式会社イオン銀行(以下、イオン銀行)が昨年12月26日、金融庁より銀行法第26条第1項の規定に基づく業務改善命令を受領致しました。

イオンは、直ちに本件の原因究明および再発防止策の実効性を高めるため、弁護士法人御堂筋法律事務所の内川 治哉弁護士を調査委員長とした特別調査委員会を設置致しました。

またイオン銀行は、業務改善命令受領後、直ちに外部知見を活用し業務改善計画の策定、マネロン・テロ資金供与対策に係る態勢強化を目的に、「マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢改善委員会」を設置し1月末迄に金融庁へ提出する業務改善計画の策定及び態勢強化を図っています。

金融庁による業務改善命令の内容は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与(以下、マネロン・テロ資金供与)対策を重視する健全なリスクカルチャーを醸成し、実効性あるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築するとともに、疑わしい取引の届出に関する適切な業務運営を確保することを求めるものです。

金融庁によれば、マネロン・テロ資金供与対策に係る不適切な業務運営の背景には、イオン銀行の取締役会および経営陣が、実態把握を自ら積極的に行うことなく、態勢整備に向けて必要な指示も行わず、主導的に関与してこなかったことがあり、こうした取締役会及び経営陣の姿勢が、イオン銀行の組織内においてマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築を軽視したリスクカルチャーを助長し、自主的な改善を阻害したとの認定がなされています。

今回の業務改善命令の重要性を鑑みイオンの金融グループ統括会社であるイオンフィナンシャルサービス株式会社(以下、AFS)は、役員体制の早急な見直しが必要と判断し、イオン銀行 代表取締役社長 小林 裕明、リスク管理担当取締役 穴田 将人の両名を解任し、兼務するAFSコーポレーション株式会社(銀行持株会社)の役職を解く旨、また、AFSについても子会社が業務改善命令を受けるに至った管理監督責任を明確にするため、代表取締役社長 藤田 健二を解職とする旨、決定しております。

今後、今月末に予定しているイオン銀行の業務改善計画、特別調査委員会での結果より責任の所在を明らかにし、イオンをはじめAFS及びイオン銀行の役職員の処分を実施し、今後二度とこのような事態を発生させないよう子会社管理及びグループガバナンス体制を強化してまいります。

以上